

# 特集

---

新型コロナウイルス感染症に関連して  
発生した人権問題への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする、様々な人権問題が発生している。

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」は、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日）において「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許され」ないとした。その後の累次の提言においては、「医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及び、子どもの通園・通学を拒まれる事例も生じている。また、物流など社会機能の維持に必要とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる。さらに、こうした風潮の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した著名人などが、「謝罪」を行う事例もみられる」、「こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく」、「感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせ」、「感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかね」ず、「医療・福祉従事者などの社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や、物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねない」等の指摘がされた。さらに、「感染から回復された方、その濃厚接触者だった方に対して、学校や職場が理解を示さず、速やかな復帰ができない事例が報告されている」ことを受けて、社会経済活動と感染拡大防止の両立を阻む偏見と差別は絶対にあってはならないものであるとした上で、国等に対し、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、疾患に対する正しい認識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むことを求めた。

また、同提言では、対策が長期化する中、市民生活や経済社会への影響を考慮するとともに、対策と並行して対応していかなければならない社会的課題にも目を配っていくべきとの指摘もされており、感染拡大防止に配慮しつつ適切な支援が提供されるよう必要な措置を講じていくべき課題として「長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者からの暴力や児童虐待」、「感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や風評被害」などが挙げられている。

令和2年9月には、新型コロナウイルスに感染した者やその濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見・差別等の実態把握や啓発の在り方等を検討するため、「新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会」の下に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が設置された。ワーキンググループでは、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別等の実態を把握するために様々な関係団体・機関からヒアリング等が行われ、その結果、医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動、学校や学校関係者等

に対する差別的な言動、勤務先に関連する偏見・差別等の行為、インターネットやSNS上での差別的な言動、個人に関連する情報を含む詳細な報道など、様々な場所で様々な態様による差別的な言動が発生していたことが明らかとなった。令和2年11月、ワーキンググループは、ヒアリング等によって把握した偏見・差別等の実態とそれに関する関係者の取組、そこから考察できる論点及び国や地方自治体、関係団体・NPO等が今後更なる取組を進めるに当たって踏まえるべきポイントを取りまとめ、公表した。

令和3年2月3日には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号。以下「改正特措法」という。）が成立し、4月1日施行に係るものを除き3月13日に施行された。改正特措法においては、新たに、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等（「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」）に対する差別的取扱いの防止に係る、国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられた。政府は、この規定も踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型コロナウイルス感染症患者等に対する相談支援並びに新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこととしている。

政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。累次変更あり。以下「基本的対処方針」という。）において、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示しているところ、ワーキンググループによる議論の取りまとめや改正特措法等を受け、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として「感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ」を行うこと、「新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（[corona.go.jp](https://corona.go.jp)）等を活用し、地方公共団体や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化すること」、「感染者やその家族、勤務先等に対する偏見・差別等の実態の把握に努めるとともに、偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化すること」、「悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知すること」、「新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた行政による情報公表の在り方に関して、改めて政府としての統一的な考え方を整理すること。また、情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意すること」、「クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すること」、「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する」こと、「海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する」こと

を掲げ、さらに、対策が長期化する中で生ずる様々な社会的課題への対応として、「長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等」、「情報公開と人権との協調への配慮」等も掲げ、各種の取組及び適切な支援を行うこととしている。

令和2年度における取組は、以下のとおりである。

**(1) 感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発・教育**

新型コロナウイルス感染症流行の早期には、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員、さらに最前線で感染者の治療にあたってきた医療従事者やその家族等に対する偏見・差別等の行為が発生した。特に、医療従事者については、偏見・差別等の行為による医療従事者らの離職等が医療機関の機能不全の原因となるおそれが懸念された。その後も、感染者の存在やクラスター発生を公表した学校、事業所、保育所や介護施設等の関係者らへの差別的言動の事例や、感染症の流行が拡大している地域の住民、そこからの帰省者や来訪者への差別的な言動の事例等が散見された。

新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねない。

このような行為を防止するため、ワーキンググループによる議論のとりまとめや改正特措法第13条第2項の規定等を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう、関係省庁において、各種の取組を実施した。

ア 内閣官房においては、政府広報等により、医療従事者をはじめとする関係者への人権上の配慮を呼びかけるテレビスポットCMや、偏見・差別に関する取組についての国務大臣動画メッセージのホームページ掲載等を実施した。

イ 厚生労働省においては、ホームページ上に、日本赤十字社の差別や偏見防止に関する資料、医療従事者向けの感謝のポスターのほか、一般の方向けの啓発資料を示している。また、医療従事者等の子どもに対する保育所などにおける預かりの拒否等に関して、医療従事者等は感染防御を十分に行った上で対策や治療に当たっていること、市町村等においては医療従事者等の子どもに対する偏見・差別が生じないよう十分配慮することを徹底する事務連絡を令和2年4月に発出している。

また、令和2年12月4日より、『#(ハッシュタグ) 広がれありがとうの輪』プロジェクトを開始し、感染予防の徹底と、医療従事者を始め、感染者やその周囲の方々に対する偏見・差別の解消を図るための情報発信の取組を開始しており、賛同いただく組織、個人の皆様とつながり、一丸となり推し進めている。




**新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！**  
(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部改正する法律 令和3年2月13日施行)


新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

**事例**


(感染したことを理由に解雇される)




(回復しているのに出社を拒否される)



(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。  
 国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第5号) (抄)  
(令和3年2月13日施行)  
(知識の普及等)

第13条  
 2 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症等対策を実施するに当たっては、新型コロナウイルス等起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等をするを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型コロナウイルス等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型コロナウイルス等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型コロナウイルス等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型コロナウイルス等患者等に対する相談支援並びに新型コロナウイルス等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型コロナウイルス等患者等であること又は新型コロナウイルス等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型コロナウイルス等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス等患者等の権利利益を侵害する行為

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！」

厚生労働省

感染症と闘ってくれている  
医療関係者の皆さん、ありがとう。



感染が怖い…。  
それは医療関係者も同じ。  
それでもみんなの命を守るため、  
新型コロナウイルスと闘ってくれている人々に、  
みんなで感謝とエールを  
送れる社会でありたいですね。

知らないうちに、拡めちゃうから。  
STOP! 感染拡大  
— COVID-19 —

ポスター「医療従事者応援ポスター」



#広がれありがとうの輪  
**STOP! 感染拡大**  
 — COVID-19 —

ロゴ「#広がれありがとうの輪」

ウ 法務省の人権擁護機関では、令和2年2月以降、ホームページやSNS、インターネットバナー広告、コロナ差別防止を呼びかけるキャッチフレーズを記載したバックパネルなど様々な媒体を用いて、感染者・濃厚接触者や医療従事者、その家族等に対し、

誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、繰り返し呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知等を行った。また、法務大臣から、このような不当な差別は許されるものではないこと、自粛生活の中で懸念されるDVや虐待を含め、被害にあった場合には人権の相談窓口を活用してほしい旨のビデオメッセージを発信するとともに、人権教育啓発推進センターが実施する「STOP！コロナ差別キャンペーン」との連携や、各種スポーツ団体や地方公共団体からSNSや広報誌による広報への協力を得るなどして広く周知した。

令和2年7月には、有識者による新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会を実施し、その内容について、特設サイト (<https://www.jinken-library.jp/corona2020/>) を開設して周知したほか、全国紙、地方紙及び雑誌への掲載、オンライン記事の配信、ラジオ広報、リーフレットの作成・配布など、各種媒体による啓発広報を行った。

さらに、第72回人権週間の実施に当たり、法務大臣から、改めてコロナ禍における人権尊重の重要性についてメッセージを発出するとともに、東京都内主要駅構内において、デジタルサイネージを活用した広告、インターネット動画広告を実施した。

加えて、令和3年3月、「不安を差別につなげちゃいけない。」をキャッチフレーズとした新型コロナウイルス感染症関連人権啓発キャンペーンを実施し、尾身茂新型コロナウイルス感染症対策分科会会長によるメッセージ動画を作成し、特設サイト ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html)) や公式SNSでの配信に加え、リーフレットの作成・配布、屋外大型ビジョン、電車内・駅構内のサイネージ、ラジオ、雑誌等、各種媒体を活用した広告を展開するとともに、厚生労働省と連携して、同省主唱の「#広がれありがとうの輪」プロジェクト及び賛同企業・団体の取組について更なる周知を図った。

このほか、全国の法務局・地方法務局において、新型コロナウイルス感染症に関連した差別等言動を行わないよう呼びかける横断幕等を掲出するなど、市民運動「シトラスリボンプロジェクト」とも連携しつつ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた人権啓発活動を行った。

また、特にインターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷等については、児童やその保護者を対象とした啓発冊子や啓発動画の配布・配信、人権教室の実施のほか、総務省及びSNS事業者団体である「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」と共同して、「#No Heart No SNS (ハートがなけりゃSNSじゃない!）」(ノーハート ノーエヌエヌエス) をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイト (<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>) を開設したり、新聞広告、インターネット動画広告、東京都主要駅構内におけるデジタルサイネージを活用した広告を実施したりして、繰り返し、人権に配慮した適切なSNS利用を呼びかけ、相談窓口等を周知するなど、取組を強化した。



リーフレット  
「新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会」



法務局における懸垂幕の掲出



リーフレット  
「不安を差別につなげちゃいけない。」

エ 文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等に対する差別や偏見を防止するため、各都道府県教育委員会等に通知を発出し、適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行うことなどを通じて、生徒指導上の配慮等を十分に行うことなどを周知するとともに、令和2年8月には新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見・差別は許されないことなどを内容とする児童生徒等向け、教職員向け、保護者・地域住民向けの大目メッセージを発出した。

また、インターネット上のトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実に向けて、教員向け指導資料の作成や児童生徒向け啓発資料の作成等を行うとともに、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるための啓発動画等を作成し、周知した。

(2) 偏見・差別等に関する相談、SNS等における誹謗中傷等への対応

厚生労働省においては、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーで職場におけるいじめ・嫌がらせなどの相談を受け付けている。また、顧客等からの著しい迷惑行為については、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止のための指針において、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を記載し、周



知啓発を行っている。併せて、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性がある旨をホームページに掲載し、関係団体に周知を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談を受け付けており、新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談も寄せられている。また、人権擁護機関では、人権侵害事件の調査救済活動として、被害者からの申告等を受け、事案の調査及び適切な措置（「調整」、「援助」、「勧告」など）を実施している。人権侵害事件の中には、インターネット上の書き込みによる名誉毀損やプライバシー侵害といったものもあり、そのような場合の対応として、警察窓口の紹介、プロバイダ等への書き込み削除依頼の具体的方法の助言を行うほか、事案に応じて、当該書き込みの違法性を判断した上で、法務局からプロバイダ等へ当該書き込みの削除要請を行うなどしている。

文部科学省においては、SNS等を通じていじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒等からの相談を受け付ける体制を整備するため、SNS等を活用した相談事業を実施している。

### (3) 新型コロナウイルス感染症に伴うDV被害等の増加や深刻化への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻である。生活不安やストレスによるDV等の増加・深刻化、雇用への影響や自殺者の増加など、様々な問題が顕在化している。

内閣府では、令和2年9月に有識者による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を立ち上げ、同年11月には政府に対するDV対策の強化等を含む「緊急提言」がまとめられた。

加えて、内閣府では、令和2年4月から、24時間対応の電話相談に加えて、SNS・メール相談、外国語、WEB面談に対応した、新たな相談窓口（DV相談+（プラス））を開設し、相談体制の強化を図っている。

### (4) 新型コロナウイルス感染症に伴う児童虐待防止対策の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの見守りの機会が減少し、児童虐待リスクが高まったことから、令和2年4月、要保護児童対策地域協議会が中核となり、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」を策定した。

同アクションプランでは、例えば、子育て広場や子ども食堂（食事の宅配等を含む。）を運営する民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守り体制の強化を図っている。法務省の人権擁護機関においても、同アクシ



ンプランに基づき、要保護児童対策地域協議会から協力要請があった場合には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、人権擁護委員等が支援対象児童等の状況把握に協力するなど、連携して対応することとしている。

#### (5) 基本的対処方針等を踏まえた今後の更なる取組

令和3年3月18日、政府は、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく緊急事態宣言を、同年3月21日をもって終了することとした。もっとも、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別は、重大な人権侵害につながるだけでなく、感染防止策にも悪影響を与えるものであり、基本的対処方針や新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により新たに設けられた差別的取扱い等の防止に関する規定等を踏まえつつ、引き続き、取り組んでいく必要がある。

具体的には、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別の解消に向け、偏見や差別はあってはならないというメッセージを様々な手法により発信するとともに、関係省庁が連携して各種相談窓口の周知を行う。また、偏見・差別等の防止に向けた啓発・教育に資する発信の強化、国による地方自治体における相談体制構築の取組に対する支援、統一的なウェブサイトやSNS等のツールを用いた情報発信の強化及び新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表の在り方や基準の整理・公表といった取組を実施することを予定している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、人と人との接触機会が減少する中、社会的な孤独・孤立の問題が深刻化していることを受けて、政府は、令和3年2月19日、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置した。同年2月25日には、コロナ禍の中で不安や悩みを抱える人々に向けて、様々な支援策があることなどをメッセージとして発信することを目的として「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を開催し、支援活動に取り組んでいるNPO等民間参加者からのヒアリングや意見交換を実施したほか、同年3月12日には、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、全府省庁の副大臣を構成員とする「第1回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」を開催し、坂本孤独・孤立対策担当大臣から各副大臣へ施策検討の指示等を行った。

以上が令和2年度内の施策であるが、新型コロナウイルス感染症をめぐる動向や関連する問題を最大限注視しつつ、今後とも適切な措置を講じていく必要がある。

